

一般社団法人日本公衆衛生看護学会
代議員選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本公衆衛生看護学会の定款第4章第14条の代議員の選出に関し必要な事項を定める。

(選挙管理)

第2条 代議員選出のために選挙管理委員会(以下「選管委」とする)を設置する。選管委は、理事2名と正会員若干名をもって構成され、委員長1人を互選する。

- 2 選管委は次の事業を行う。
 - (1) 選挙の告示
 - (2) 投票用紙の作成・配布・回収
 - (3) 開票および投票の有効・無効の判定
 - (4) 当選者の告示
 - (5) その他、選挙が公正に行われるために必要な事項
- 3 委員は、理事会において選任する。

(選挙権)

第3条 正会員は選挙権を有する。

- 2 この選挙の選挙人は、選挙実施年の告示により定めた日までに登録されている正会員とする。ただし、告示により定めた日以後、投票までの間に正会員でなくなった者、会費未納者および住所不明者は除くものとする。

(被選挙権)

第4条 この選挙の被選挙人は、会員歴が原則として連続して2年以上の者で、選挙が行われる年の告示により定めた日までに会費を納入していなければならない。

(告示)

第5条 選挙人および被選挙人の名簿は、投票日の1か月前までに告示する。

- 2 告示後1か月以内は選管委への異議の申し立てを認める。

(選挙の時期)

第6条 この選挙は、現代議員の任期終了日の6か月前までに実施しなければならない。

(選挙区)

第7条 この選挙の選挙区は、別表に掲げるとおりとする。

第8条 選挙人が所属する選挙区は、本学会に登録されている選挙人の連絡先の所在地により定める。

第9条 選挙人は連絡先に変更があるときには、選管委が定める期日以前に限り、届け出により連絡先を変更できるものとする。

(定数)

第10条 代議員の定数は、正会員20人に1人の割合とする。ただし、20人に満たないときは、1人とする。

- 2 選管委は、告示で定めた期日までにその年度の会費を納入している正会員数により選挙区毎の定数を決定し、告示しなければならない。

(任期)

第 11 条 代議員の任期は、定款第 4 章第 14 条により 4 年とし、再任を妨げない。

(投票)

- 第 12 条 投票に関する一切の事務は選管委以外が行ってはならない。
- 2 この選挙は、原則として郵送により実施する。投票は無記名投票とする。
 - 3 投票は選挙区毎の代議員の定数以内を連記する。

(投票用紙の管理)

第 13 条 選挙管理委員長は、投票期間中に投票された 票を受理し、開票日まで厳重に保管しなければならない。

(開票)

- 第 14 条 この選挙の開票は、選管委が定めた日に選挙管理委員が行う。
- 2 開票中に発生した疑義は、選管委において協議し、処理する。

(投票の無効)

- 第 15 条 次の各号の投票は、これを無効とする。
- (1) 所定の投票手順で行わなかったもの。
 - (2) 選挙の期日までに投票しなかったもの。
 - (3) その他、選管委が無効と認めたもの。

(当選者)

- 第 16 条 この選挙の当選者は、選挙区ごとに、得票数の多い者から順に決定し、定数に達するまでの者とする。
- 2 定数に達する順位の方が複数ときは、会員歴の長い順とする。
 - 3 当選者が辞退したときは、次の得票数の者を当選とする。

(結果の告示)

- 第 17 条 選挙管理委員長は、選挙の結果を正会員に告示しなければならない。
- 第 18 条 代議員は、総会により報告されるものとする。

(欠員の補充)

- 第 19 条 選挙区毎の代議員の欠員は、補充しない。ただし、代議員総数が半数以下となったときには、欠員となっている選挙区について補充選挙を行う。
- 2 前項のただし書きの欠員には、代議員の選挙 区間の移動によるものは含まないものとする。

(選出規程の変更)

第 20 条 この選出規程は、理事会の議を経、社員総会の承認を得なければ変更することができない。

(選挙の疑義)

第 21 条 代議員の選挙に関して疑義が生じたときは、選管委に申し出ることができる。

(雑則)

第 22 条 この選挙規程のほか、代議員の選任に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

設立時社員及び定款第61条第2項により代議員となったものの代議員としての任期は、従来の任意団体「日本公衆衛生看護学会」における評議員としての任期と同一とし、3年とする。ただし、3年後に実施される代議員選挙終了の時までとする。この選出規程は、平成27年6月7日から施行する。

(附則)

この選出規程は、平成29年6月10日から施行する。

(平成29年6月10日社員総会において第2条の2, 第4条, 第5条, 第5条の2, 第10条の2, 第17条変更)

別表

地区	都道府県
北海道	北海道
東北・北関東	青森, 岩手, 宮城, 秋田, 山形, 福島, 茨城, 栃木, 群馬
南関東	千葉, 埼玉
神奈川・東京	神奈川, 東京
甲信越・東海・北陸	新潟, 長野, 山梨, 静岡, 愛知, 岐阜, 三重, 富山, 石川, 福井
近畿	滋賀, 京都, 大阪, 兵庫, 奈良, 和歌山
中国・四国	鳥取, 島根, 岡山, 広島, 山口, 徳島, 香川, 愛媛, 高知
九州・沖縄	福岡, 佐賀, 長崎, 熊本, 大分, 宮崎, 鹿児島, 沖縄